



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 **株式会社 ASK PLANNING CENTER**  
 代 表 者 名 代表取締役社長 廣 崎 利 洋  
 (J A S D A Q ・ コード番号 9 7 5 6)  
 問 合 せ 先 取締役 経営統括室長 村 瀬 晶 久  
 執行役員 管理統括部長 吉 田 俊 英  
 電 話 番 号 (03) - 3354 - 1181 (代表)

## 株式会社双樹コーポレーションによる当社株式に対する公開買付け に関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、株式会社双樹コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者、公開買付者の株主及び取締役並びにその親族（以下総称して「公開買付者ら」といいます。）、当社の代表取締役社長である廣崎利洋（以下「廣崎」といいます。）、当社の取締役である廣崎智子、廣崎智子を除く廣崎の親族並びに廣崎及び廣崎の親族が全額出資している株式会社ティーエイチ、株式会社ティーエフコンサルツ及びその代表取締役社長である福田洋子氏（以下、廣崎、廣崎智子、廣崎智子を除く廣崎の親族、株式会社ティーエイチ、株式会社ティーエフコンサルツ及び福田洋子氏を総称して「廣崎ら」といいます。）、野々川純一氏及びその親族、並びに野々川純一氏及びその親族が直接又は間接に支配する日本メナード化粧品株式会社、野々川物産株式会社、株式会社ダリヤ及び日本システムサプライ株式会社（以下総称して「野々川氏ら」といいます。）の全部又は一部の株主が、当社の全株式を所有する手続を実施することを企図していること、及びその後、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 5 月 15 日現在)

(1) 商 号	株式会社双樹コーポレーション
(2) 主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の管理、賃貸、保有並びに運用</li> <li>2. 株式・社債等、有価証券への投資及び運用</li> <li>3. 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol>

(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 8 月 1 日	
(4) 本 店 所 在 地	兵庫県姫路市北条口四丁目 5 番地	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 二 木 英 徳	
(6) 資 本 金 の 額	1,000,000 円	
(7) 大株主及び持株比率	田 中 英 実 70.00% 二 木 英 徳 30.00%	
(8) 買付者と当社の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	公開買付者の取締役である田中英実氏は、当社の常務執行役員を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに始まる一連の取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、当社の代表取締役社長である廣崎及び廣崎の実子であり当社の取締役である廣崎智子は、本公開買付け後も継続して当社普通株式を保有し、当社普通株式の議決権その他の権利について共同して行使することを公開買付者との間で合意していることから、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含むマネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）に

関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する廣崎及び廣崎智子を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、当社の取締役会に出席した監査役は、廣崎及び廣崎智子を除くすべての当社の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(注) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が金融投資家等と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。なお、本公開買付けにおいては、廣崎はその所有する株式を応募しない予定ですが、廣崎は引き続き当社の大株主であり、かつ当社の代表取締役社長として当社の経営にあたる予定であることから、本取引はマネジメント・バイアウトの性質を有しているものと考えております。

## (2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役社長である二木英徳氏 (以下「二木氏」といいます。) とその実子であり当社の常務執行役員である田中英実がその発行済株式の全てを所有しており、不動産の管理・運営、有価証券への投資・運用を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式 (以下「当社普通株式」といいます。) の総数から、当社が保有する自己株式である当社普通株式 (平成 20 年 12 月 31 日現在における保有株式数 8,449,439 株)、公開買付者らが保有する当社普通株式 (保有株式数の合計 378,470 株、平成 20 年 12 月 31 日現在の当社普通株式の総数に対する所有株式数の割合 (以下、「所有割合」といいます。): 約 0.90%)、当社の代表取締役社長である廣崎 (保有株式数 4,575,360 株)、当社の取締役である廣崎智子 (保有株式数 580,722 株)、廣崎智子を除く廣崎の親族 (保有株式数の合計 280,846 株)、並びに廣崎及び廣崎の親族が全額出資している株式会社ティーエイチ (保有株式数 4,574,204 株)、株式会社ティーエフコンサルツ (保有株式数 4,464,300 株) 及びその代表取締役社長である福田洋子氏 (保有株式数 54,000 株) がそれぞれ保有する当社普通株式 (保有株式数の合計 14,529,432 株 (所有割合: 約 34.51%))、野々川純一氏らが保有する当社普通株式 (保有株式数の合計 1,835,000 株 (所有割合: 約 4.36%)) を合計した数 (16,742,902 株) を除いた 16,906,735 株を取得し、当社普通株式を非上場化させることを目的として、本公開買付けを実施するものです。

公開買付者の代表取締役社長である二木氏及び当社の株主である野々川純一氏は、当社の置かれている事業環境を踏まえ、当社の代表取締役社長である廣崎の中長期的なさらなる当社の企業価値の増大を実現するためには、当社普通株式を非上場化すべきであるとの考えに賛同し、二木氏は、廣崎の依頼を受けて、公開買付者をして本公開買付けを実施することを決定し、野々川純一氏は、当社普通株式の非上場化後も当社の株主として当社の経営に協力することに同意いたしました。また、廣崎は、本公開買付けの終了後も継続して代表取締役社長として当社の経営にあたる予定であり、野々川純一氏及び廣崎は、公開買付者との間で、それぞれ当社普通株式の議決権その他の権利について共同して行使することに合意しております。公開買付者は、当社の取締役会の賛同表明も得て、友好的に当社普通株式を取得するために金融商品取引法に従い、本公開買付けを実施するものです。

公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らは、その保有する当社普通株式について、本公開買付けに応募しない予定であり、公開買付者は、二木氏、廣崎及び野々川氏から、それぞれ公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの保有する当社普通株式について本公開買付けに応募しないことの確約を得ております。

公開買付者と当社普通株式を直接もしくは間接に又はその運営するファンドを通じて保有する株式会社プロスペクトは、その保有又は管理する当社普通株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

当社は昭和 48 年の創業以来、常に時代のニーズを柔軟に捉え、唯一無二の存在であることにこだわり、その存在を世に問い続けてまいりました。昭和 63 年の日本証券業協会における店頭登録までの 15 年間は、“ディベロッパーのグッドパートナー”として、その後は、“生活環境文化の創造”をテーマに企業成熟期を築き、創業以来の 30 年間で、ひとつの大きな節目にあたる第一創業期を仕上げました。そして、企業生命 30 年と言われるなか、平成 16 年に創業 30 周年を迎え、当社はこの年を第二創業期元年とし、「都市再生」をキーワードに、“環境創造のモチベーター”を新たなテーマに掲げ、その存在を確固たるものにしてまいりました。

すなわち、まず商業施設の企画・設計及び施工を中心にスタートした当社は、横浜駅西口地下街ザ・ダイヤモンドに DC ブランド集積の先駆けとなる“ファッションアベニュー・エル”をプロデュースし、ファッション街区の形成といった業態開発を手掛け、のちにニチイ（現、イオングループ）の「ビブレ」業態を提案する等、「繁盛する店づくり」を志向する「ソフト」を武器とした内装事業を行うことで、その存在を世に知らしめ、創業から 15 年を経て日本証券業協会に店頭登録いたしました。平成 12 年 12 月期には時価会計を早期に導入し、それ以降を含めて約 100 億円の引当金等を積極的に計上したことを契機に、「J プラン 9 ヶ年の長期経営計画」を提唱、ビジネスモデルの開発及び健全なバランスシートづくりに鋭意取り組みました。創業来の内装事業に加えて、商業施設を中心とした不動産の「収益還元価値」を高めるための事業であるスペースデベロップメント事業及び向上した施設の価値を維持運営するための「施設運営事業」といった新しいビジネスモデルを積極的に開発することにより、再度業容の拡大を図り、平成 19 年 12 月期には連結売上高 9,869 百万円、連結経常利益 1,977 百万円を計上するまでに至りました。この結果、計上した利益により、過年度に計上した引当に伴う税務上の繰越欠損金を解消していく過程で、有利子負債を大幅に圧縮し、健全で筋肉質なバランスシートづくりを行ってまいりました。

そして、昨年半ば以降、「収益還元価値」に基づく不動産ファンド市場に激変が生じ、米国のサブプライムローン問題に端を発した大手証券会社の破綻及びわが国における不動産・建設業を営む上場会社を中心に史上例を見ない件数の企業破綻がおこる等、ビジネス環境は激変、世界同時不況の様相を呈し、未曾有の経済環境となりました。その中であって、不動産市場も特に下半期以降、金融機関の融資姿勢の厳格化もあり、当社を取り巻く市場経済環境は厳しいものとなりました。

そのような状況のなかでも、当社は、コスト構造を抜本的に見直し、人的な質の向上及び財務健全性の確保のためのリ・エンジニアリングを行い、第二創業期に向けた新たな基盤づくりにも取り組んでいます。

収益面の施策につきましても、創業来の商業施設づくりを中心とした『環境創造事業』に注力し、「企画業務」フィーを積極的に獲得し、「設計施工業務（内装事業）」はより収益性を重視して、これまで以上に選別受注を強化し、受託案件を厳選しております。他方、多くの持ち込まれる不動産開発案件に対応した「開発業務」は低迷する不動産マーケットを踏まえ、厳格に検証し、不動産に対するアセットリスクを回避しております。

さらに、施設運営に不可欠なテナントの景況感が悪いなかで、テナントリーシングにおける、リスクをより軽減させるため『施設運営事業』の契約変更等に伴う、仕組み変えを行うなど、財務体質の健全性の強化も図っております。

しかしながら、当社の平成 20 年 12 月期の連結売上高は 6,043 百万円、営業利益は 322 百万

円、経常利益は 212 百万円、当期純損失は 2,368 百万円という結果になり、売上高も利益も前年度に比べて大幅に減少しており、今後も引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるため、当社のビジネスモデルの再構築を行う必要性が生じています。具体的には、近年の利益の大きな柱であるスペースデベロップメント事業の事業環境激変に伴う見直し、また、商業施設開発が急速に縮小していく中での、スペースマネジメント事業の見直しが急務になっていることがあげられます。

当社の代表取締役社長である廣崎は、ビジネスモデルの再構築、資産の整理を進めることによるバランスシートのスリム化、上場維持コストの見直し等、抜本的な事業改革を行い、事業の選択と集中を行うための人材配置が当社の喫緊の経営課題であると認識しております。また、抜本的な事業改革に伴う先行投資費用や特別損失等の一時的な費用の発生等により、短期的ではあるものの当社の経営に影響を与えることが見込まれ、当社の株主の皆様は短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。更には、当社が、中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績に左右されることなく、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らに加え、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。そうしたことから、当社の代表取締役社長である廣崎は、当社の株主の皆様は経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、今後の当社が持続的な成長を続ける企業体質を構築し、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らが当社の全株式を取得することにより、非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。これはまた、当社のかねてからの課題であった廣崎に過度に依存する体制から脱却し、更に強い経営管理体制を確立するためにも妥当な手段と考えております。

当社は、昭和 63 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、現在の当社の財務状況等からは、当面はエクイティ・ファイナンスによる資金調達は期待しがたく、また、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、近年の度重なる法制度の改正等により、資本市場に対する規制も強化されており、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用等）は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式を上場することにより得られるメリットは少ないと考えております。

こうした状況に鑑み、今般、廣崎は二木氏に当社普通株式の取得並びに企業経営の大所高所の観点からの助言及び支援を依頼しました。公開買付者の代表取締役社長である二木氏は、長年に亘り、流通小売業の上場企業の取締役として企業経営に携わっており、企業経営における卓越した知識と豊富な経験、そして、培われたノウハウを有されております。

公開買付者は、当社の代表取締役社長である廣崎と公開買付者の代表取締役社長である二木氏との間の長年に亘る利害関係を伴わない友好的な関係に鑑み、かつ二木氏が、廣崎の経営理念をはじめ、当社の業容並びにその特性を深く理解していることから、当社の他に類を見ない存在と永続的な可能性に対し、二木氏の広範な経験と知見を注ぎ込み、公開買付者と当社とが手を携えることによって当社の企業価値の向上に大いに活かす事ができるものと判断し、本公開買付けを行うものであります。

さらなる、経営管理体制の確立を推進し、抜本的な事業改革を実現させていくためにも、当社は、二木氏から企業経営に関する大所高所の観点からの助言及び支援を受け、かつ、公開買付者は、本公開買付けを通じて当社普通株式を取得することにより、当社の大株主として当社

の経営に深く関与していくことを予定しております。なお、現時点では、公開買付者は本公開買付け後に当社に取締役を派遣する予定はありません。また、公開買付者には当社の創業理念にご賛同いただいていることから、本公開買付けが、当社の経営基盤の強化及び企業価値の増大に繋がるものと考えております。

このような経緯及び現状認識のもと、下記(4)及び(5)に記載されるとおり、本公開買付けの是非、本公開買付けの買付価格その他の条件について検討を行いました。その結果、本公開買付けにより非上場化を行うことが当社として最善の方法であると考え、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

(4) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付の公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成 21 年 5 月 14 日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 93 円～103 円

DCF法 102 円～138 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年 5 月 13 日として、算定基準日終値、直近 5 営業日の終値の平均、直近 1 ヶ月の終値の平均及び平成 21 年 3 月 31 日付「重要な後発事象の追記に関する事象の解消に伴う平成 20 年 12 月期決算短信の一部修正について」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均を採用し、1 株当たりの価値の範囲を 93 円から 103 円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 21 年 12 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの価値の範囲を 102 円から 138 円までと分析しています。

公開買付者は、野村証券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考として、当社と協議の上、当社における本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年 5 月 15 日に本公開買付けの買付価格を 132 円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年 5 月 14 日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値 105 円に対して 25.71%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 93 円（小数点以下を四捨五入）に対して 41.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 74 円（小数点以下を四捨五入）に対して 78.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 70 円（小数点以下を四捨五入）に対して 88.57%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、当社は、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 5 月 14 日付で株式価値算定書を取得しております。

フロンティア・マネジメントは、当社の株式価値を算定するにあたり、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報をふまえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価する事が適切であると考え、市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて、当社の株式価値の評価を行いました。フロンティア・マネジメントが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価平均法では、平成 21 年 5 月 13 日を評価基準日とし、当社普通株式のジャスダック証券取引所における直近 5 営業日、1 ヶ月間及び直近の重要事実である平成 21 年 3 月 31 日付「重要な後発事象の追記に関する事象の解消に伴う平成 20 年 12 月期決算短信の一部修正について」の公表の翌営業日から評価基準日までの終値の単純平均値を分析し、当社の 1 株当たりの株式価値を 93 円から 100 円と算定しております。
- (二) DCF 法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を評価し、当社の 1 株当たりの株式価値を 106 円から 139 円と算定しております。

当社の取締役会は、フロンティア・マネジメントによる当社普通株式の株式価値算定の結果を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを決議しました。また、当社は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

## ② 独立した法律事務所等からの助言・意見

当社の取締役会は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するにあたり、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所及び栄光総合法律事務所より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けることにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。そして、本公開買付けに賛同することが、当社の企業価値の向上に繋がるものか、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

なお、本取引の公正さ、透明性、客観性を高めるべく、当社の社外監査役である中野正信及び岩崎雅己が、当社の取締役会とは別の機会に、佐藤総合法律事務所及び栄光総合法律事務所から恣意性の排除等に関する法的助言を受け、たうえで協議・検討を行いました。その結果、各社外監査役から、本公開買付けの買付価格その他の条件に異議はない旨の意見が出され、当社の取締役会に報告されました。

## ③ 取締役及び監査役の承認

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる一連の取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の

株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、当社の代表取締役社長である廣崎及び廣崎の実子であり当社の取締役である廣崎智子は、本公開買付け後も継続して当社普通株式を保有し、当社普通株式の議決権その他の権利について共同して行使することを公開買付者との間で合意していることから、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する廣崎及び廣崎智子を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、当社の取締役会に出席した監査役は、廣崎及び廣崎智子を除くすべての当社の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

#### ④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ 36 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である 36 営業日に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の適正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者と当社の間で、他の買付者による当社普通株式の買付けを阻害するような合意は存在しておりません。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

公開買付者は、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らが本公開買付けの終了後に当社の全株式を所有していない場合には、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの全部または一部の株主が当社の全株式を所有する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、(i) 当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、(ii) 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び (iii) 当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上 (i) ないし (iii) を付議議案に含む臨時株主総会及び上記 (ii) の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しております。なお、当社はかかる要請があった場合、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、上記議案を付議する意向を有しております。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が 1 に満たない端数となる株主の皆様に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。

が、当社が、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主が発行済株式の100%を所有するよう、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主以外の当社の株主の皆様へに交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の皆様の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続きに関して株主各位において自らの責任においてご確認され、ご判断頂くこととなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主以外の当社の株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。

以上の場合における具体的な手続き及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

#### (6) 上場廃止の見込み

前述のとおり、公開買付者は当社普通株式の非上場化を目的としているため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者ら、廣崎ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手續に従い、当社の全株式を取得することを予定しており、この場合には当社の普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### (7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けにおいて、公開買付者の特別関係者である公開買付者ら（公開買付者を除く）、廣崎ら（14,529,432株）及び野々川氏ら（1,835,000株）から、その所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。なお、公開買付者は、公開買付者の株主及び取締役並びにその親族、廣崎ら及び野々川氏らから本公開買付けに応募しない旨の誓約書を受入れております。

また、公開買付者は、当社普通株式を直接もしくは間接に又はその運営するファンドを通じて保有する株式会社プロスペクトとの間で、その保有又は管理する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

### 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

以 上

※ 添付資料：

平成 21 年 5 月 15 日付「株式会社 ASK PLANNING CENTER の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株式会社双樹コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 二木 英 徳

## 株式会社 ASK PLANNING CENTER の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社双樹コーポレーション（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 5 月 15 日、下記のとおり株式会社 ASK PLANNING CENTER（以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役社長である二木英徳氏（以下「二木氏」といいます。）とその実子であり対象者の常務執行役員である田中英実氏がその発行済株式の全てを所有しており、不動産の管理・運営、有価証券への投資・運用を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の総数から、対象者が保有する自己株式である対象者普通株式（平成 20 年 12 月 31 日現在における保有株式数 8,449,439 株）、公開買付者の株主及び取締役並びにその親族（以下公開買付者と総称して「公開買付者ら」といいます。）が保有する対象者普通株式（保有株式数の合計 378,470 株、平成 20 年 12 月 31 日現在の対象者普通株式の総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：約 0.90%）、対象者の代表取締役社長である廣崎利洋氏（保有株式数 4,575,360 株、以下「廣崎氏」といいます。）、対象者の取締役である廣崎智子氏（保有株式数 580,722 株）、廣崎智子氏を除く廣崎氏の親族（保有株式数の合計 280,846 株）、並びに廣崎氏及び廣崎氏の親族が全額出資している株式会社ティーエイチ（保有株式数 4,574,204 株）、株式会社ティーエフコンサルツ（保有株式数 4,464,300 株）及びその代表取締役社長である福田洋子氏（保有株式数 54,000 株、以下、廣崎氏、廣崎智子氏、廣崎智子氏を除く廣崎氏の親族、株式会社ティーエイチ、株式会社ティーエフコンサルツ及び福田洋子氏を総称して「廣崎氏ら」といいます。）がそれぞれ保有する対象者普通株式（保有株式数の合計 14,529,432 株、所有割合：約 34.51%）、野々川純一氏及びその親族、並びに野々川純一氏及びその親族が直接又は間接に支配する日本メナード化粧品株式会社、野々川物産株式会社、株式会社ダリヤ及び日本システムサプライ株式会社が保有する対象者普通株式（保有株式数の合計 1,835,000 株、所有割合：約 4.36%、以下総称して「野々川氏ら」といいます。）を合計した数（16,742,902 株）を除いた 16,906,735 株を取得し、対象者普通株式を非上場化させることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。公開買付者の代表取締役社長であ

る二木氏及び対象者の株主である野々川純一氏は、対象者の置かれている事業環境を踏まえ、廣崎氏の中長期的なさらなる対象者の企業価値の増大を実現するためには、対象者普通株式を非上場化すべきであるとの考えに賛同し、二木氏は、廣崎氏の依頼を受けて、公開買付け者をして本公開買付けを実施することを決定し、野々川純一氏は、対象者普通株式の非上場化後も対象者の株主として対象者の経営に協力することに同意いたしました。また、廣崎氏は、本公開買付けの終了後も継続して代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定であり、野々川純一氏及び廣崎氏は、公開買付け者との間で、それぞれ対象者普通株式の議決権その他の権利について共同して行使することに合意しております。公開買付け者は、対象者の取締役会の賛同表明も得て、友好的に対象者普通株式を取得するために金融商品取引法に従い、本公開買付けを実施するものです。

公開買付け者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らは、その保有する対象者普通株式について、本公開買付けに応募しない予定であり、公開買付け者は、二木氏、廣崎氏及び野々川氏から、それぞれ公開買付け者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募しないことの確約を得ております。

公開買付け者と対象者普通株式を直接もしくは間接に又はその運営するファンドを通じて保有する株式会社プロスペクトは、その保有又は管理する対象者普通株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(注) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が金融投資家等と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。なお、本公開買付けにおいては、廣崎氏はその所有する株式を応募しない予定ですが、廣崎氏は引き続き対象者の大株主であり、かつ対象者の代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定であることから、本取引はマネジメント・バイアウトの性質を有しているものと考えております。

## (2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は昭和 48 年の創業以来、常に時代のニーズを柔軟に捉え、唯一無二の存在であることにこだわり、その存在を世に問い続けてまいりました。昭和 63 年の日本証券業協会における店頭登録までの 15 年間は、“ディベロッパーのグッドパートナー”として、その後は、“生活環境文化の創造”をテーマに企業成熟期を築き、創業以来の 30 年間で、ひとつの大きな節目にあたる第一創業期を仕上げました。そして、企業生命 30 年と言われるなか、平成 16 年に創業 30 周年を迎え、対象者はこの年を第二創業期元年とし、「都市再生」をキーワードに、「環境創造のモチベーター」を新たなテーマに掲げ、その存在を確固たるものにしてまいりました。

すなわち、まず商業施設の企画・設計及び施工を中心にスタートした対象者は、横浜駅西口地下街ザ・ダイヤモンドにDCブランド集積の先駆けとなる“ファッションアベニュー・エル”をプロデュースし、ファッション街区の形成といった業態開発を手掛け、のちにニチイ（現、イオングループ）の「ビブレ」業態を提案する等、「繁盛する店づくり」を志向する「ソフト」を武器とした内装事業を行うことで、その存在を世に知らしめ、創業から 15 年を経て日本証券業協会に店頭登録いたしました。平成 12 年 12 月期には時価会計を早期に導入し、それ以降を含めて約 100 億円の引当金等を積極的に計上したことを契機に、「Jプラン9ヵ年の長期経営計画」を提唱、ビジネスモデルの開発及び健全なバランスシートづくりに鋭意取り組みました。創業来の内装事業に加えて、商業施設を中心とした不動産の「収益還元価値」を高めるための事業であるスペースデベロップメント事業及び向上した施設の価値を維持運営するための「施設運営事業」といった新しいビジネスモデルを積極的に開発することにより、再度業容の拡大を図り、平成 19 年 12 月期には連結売上高 9,869 百万円、連結経常利益 1,977 百万円を計上するまでに至りました。この結果、計上した利益により、過年度に計上した引当に伴う税務上の繰越欠損金を解消していく過程で、有利子負債を大幅に圧縮し、健全で筋肉質なバランスシートづくりを行ってまいりました。

そして、昨年半ば以降、「収益還元価値」に基づく不動産ファンド市場に激変が生じ、米国のサ

ブプライムローン問題に端を発した大手証券会社の破綻及びわが国における不動産・建設業を営む上場会社を中心に史上例を見ない件数の企業破綻がおこる等、ビジネス環境は激変、世界同時不況の様相を呈し、未曾有の経済環境となりました。その中であって、不動産市場も特に下半期以降、金融機関の融資姿勢の厳格化もあり、対象者を取り巻く市場経済環境は厳しいものとなりました。

そのような状況のなかでも、対象者は、コスト構造を抜本的に見直し、人的な質の向上及び財務健全性の確保のためのリ・エンジニアリングを行い、第二創業期に向けた新たな基盤づくりにも取り組んでいます。

収益面の施策につきましても、創業来の商業施設づくりを中心とした『環境創造事業』に注力し、「企画業務」フィーを積極的に獲得し、「設計施工業務（内装事業）」はより収益性を重視して、これまで以上に選別受注を強化し、受託案件を厳選しております。他方、多くの持ち込まれる不動産開発案件に対応した「開発業務」は低迷する不動産マーケットを踏まえ、厳格に検証し、不動産に対するアセットリスクを回避しております。

さらに、施設運営に不可欠なテナントの景況感が悪いなかで、テナントリーシングにおける、リスクをより軽減させるため『施設運営事業』の契約変更等に伴う、仕組み変えを行うなど、財務体質の健全性の強化も図っております。

しかしながら、対象者の平成 20 年 12 月期の連結売上高は 6,043 百万円、営業利益は 322 百万円、経常利益は 212 百万円、当期純損失は 2,368 百万円という結果になり、売上高も利益も前年度に比べて大幅に減少しており、今後も引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるため、対象者のビジネスモデルの再構築を行う必要性が生じています。具体的には、近年の利益の大きな柱であるスペースデベロップメント事業の事業環境激変に伴う見直し、また、商業施設開発が急速に縮小していく中での、スペースマネジメント事業の見直しが急務になっていることがあげられます。

対象者の代表取締役社長である廣崎氏は、ビジネスモデルの再構築、資産の整理を進めることによるバランスシートのスリム化、上場維持コストの見直し等、抜本的な事業改革を行い、事業の選択と集中を行うための人材配置が対象者の喫緊の経営課題であると認識しております。

また、抜本的な事業改革に伴う先行投資費用や特別損失等の一時的な費用の発生等により、短期的ではあるものの対象者の経営に影響を与えることが見込まれ、対象者の株主の皆様は短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が、中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績に左右されることなく、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らに加え、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。そうしたことから、対象者の代表取締役社長である廣崎氏は、対象者の株主の皆様は経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、今後の対象者が持続的な成長を続ける企業体質を構築し、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らが対象者の全株式を取得することにより、非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。これはまた、対象者のかねてからの課題であった廣崎氏に過度に依存する体制から脱却し、さらに強い経営管理体制を確立するためにも妥当な手段と考えております。

対象者は、昭和 63 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、現在の対象者の財務状況等からは、当面はエクイティ・ファイナンスによる資金調達は期待しがたく、また、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、近年の度重なる法制度の改正等により、資本市場に対する規制も強化されており、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用等）は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式を上場することにより得られるメ

リットは少ないと考えております。

こうした状況に鑑み、今般、廣崎氏は二木氏に対象者普通株式の取得並びに企業経営の大所高所の観点からの助言及び支援を依頼しました。公開買付者の代表取締役社長である二木氏は、長年に亘り、流通小売業の上場企業の取締役として企業経営に携わっており、企業経営における卓越した知識と豊富な経験、そして、培われたノウハウを有しております。

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である廣崎氏と公開買付者の代表取締役社長である二木氏との間の長年に亘る利害関係を伴わない友好的な関係に鑑み、かつ二木氏が、廣崎氏の経営理念をはじめ、対象者の業容並びにその特性を深く理解していることから、対象者の他に類を見ない存在と永続的な可能性に対し、二木氏の広範な経験と知見を注ぎ込み、公開買付者と対象者とが手を携えることによって対象者の企業価値の向上に大いに活かす事ができるものと判断し、本公開買付けを行うものであります。

さらなる、経営管理体制の確立を推進し、抜本的な事業改革を実現させていくためにも、公開買付者は、対象者に対して大所高所の観点からの助言及び支援を行い、かつ、本公開買付けを通じて対象者普通株式を取得することにより、対象者の大株主として対象者の経営に深く関与する予定です。なお、現時点では、公開買付者は本公開買付け後に対象者に取締役を派遣する予定はありません。また、公開買付者は、対象者の創業理念に賛同し、対象者が時代に流されることなく、時代とともに絶えず進化し続けられるオンリーワン企業となることを志しており、本公開買付けが、対象者の経営基盤の強化及び企業価値の増大に繋がるものと考えております。

### (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成21年5月14日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 93円～103円

DCF法 102円～138円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年5月13日として、算定基準日終値、直近5営業日の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均及び平成21年3月31日付「重要な後発事象の追記に関する事象の解消に伴う平成20年12月期決算短信の一部修正について」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均を採用し、1株当たりの価値の範囲を93円から103円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成21年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの価値の範囲を102円から138円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年5月15日に本公開買付けの買付価格を132円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年 5 月 14 日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値 105 円に対して 25.71%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 93 円（小数点以下を四捨五入）に対して 41.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 74 円（小数点以下を四捨五入）に対して 78.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 5 月 14 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 70 円（小数点以下を四捨五入）に対して 88.57%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、対象者は、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 5 月 14 日付で株式価値算定書を取得しております。

フロンティア・マネジメントは、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報をふまえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価する事が適切であると考え、市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値の評価を行いました。フロンティア・マネジメントが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価平均法では、平成 21 年 5 月 13 日を評価基準日とし、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における直近 5 営業日、1 ヶ月間及び直近の重要事実である平成 21 年 3 月 31 日付「重要な後発事象の追記に関する事象の解消に伴う平成 20 年 12 月期決算短信の一部修正について」の公表の翌営業日から評価基準日までの終値の単純平均値を分析し、対象者の 1 株当たりの株式価値を 93 円から 100 円と算定しております。
- (二) DCF 法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を評価し、対象者の 1 株当たりの株式価値を 106 円から 139 円と算定しております。

対象者の取締役会は、フロンティア・マネジメントによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを決議しました。また、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

## ② 独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所及び栄光総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けることにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。そして、本公開買付けに賛同することが、対象者の企業価値の向上に繋がるものか、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

なお、本取引の公正さ、透明性、客観性を高めるべく、対象者の社外監査役である中野正信氏及び岩崎雅己氏が、対象者の取締役会とは別の機会に、佐藤総合法律事務所及び栄光総合法律事務所から恣意性の排除等に関する法的助言を受けたうえで協議・検討を行いました。その結果、各社外監査

役から、本公開買付の買付価格その他の条件に異議はない旨の意見が出され、対象者の取締役会に報告されました。

### ③ 取締役及び監査役の承認

対象者は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる一連の取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格により対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、対象者の代表取締役社長である廣崎氏及び廣崎氏の実子であり対象者の取締役である廣崎智子氏は、本公開買付け後も継続して対象者普通株式を保有し、対象者普通株式の議決権その他の権利について共同して行使することを公開買付者との間で合意していることから、対象者との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する廣崎氏及び廣崎智子氏を除き、対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、対象者の取締役会に出席した監査役は、廣崎氏及び廣崎智子氏を除くすべての対象者の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

### ④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ 36 営業日としております。公開買付期間を比較的長期である 36 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の適正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者と対象者の間で、他の買付者による対象者普通株式の買付けを阻害するような合意は存在しておりません。

## (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らが本公開買付けの終了後に対象者の全株式を所有していない場合には、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの全部または一部の株主が対象者の全株式を所有する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が 1 に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる

金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。対象者が、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主が発行済株式の100%を所有するよう、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続きに関して株主各位において自らの責任においてご確認され、ご判断頂くこととなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主以外の対象者の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。

以上の場合における具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

前述のとおり、公開買付者は対象者普通株式の非上場化を目的としているため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの全部又は一部の株主は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手續に従い、対象者の全株式を取得することを予定しており、この場合には対象者の普通株式は上場廃止となります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成20年12月31日現在)

① 商号	株式会社 ASK PLANNING CENTER
② 主な事業内容	(1) ショッピングセンター、百貨店、量販店、専門店、飲食店、ホテル等の商業環境に関する総合開発業務 (2) 前1号に関するマスタープランニング及び調査、分析、企画、設計、コンサルタント業務 (3) 企業イメージ造りの企画業務 (4) 販売促進の企画及び広告代理店業務

	(5)都市開発、地域開発及びリゾート開発に関する調査、分析、企画、設計の受託並びにコンサルタント業務 (6)オフィスの企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務 (7)住宅の設計、施工、監理及び販売 (8)スポーツ、レジャー施設に関するマスタープランニング及び調査、分析、企画、設計、コンサルタント業務 (9)建築工事業 (10)不動産に関する企画、調査並びに運用に関するコンサルタント業務 (11)不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介、代理 (12)第二種金融商品取引業 (13)スーパーストア、食料品店、衣料品店及び飲食店の経営 (14)有価証券への投資及び運用	
③ 設 立 年 月 日	昭和 49 年 6 月 4 日	
④ 本 店 所 在 地	大阪市中央区鑓屋町一丁目 2 番 9 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣 崎 利 洋	
⑥ 資 本 金	6,199,144 千円	
⑦ 大株主及び持株比率	廣崎 利洋 10.86 % 株式会社ティーエイチ 10.86 % 株式会社ティーエフコンサルツ 10.60 % プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド 7.06 % ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 506155 4.88 % 日本メナード化粧品株式会社 2.80 % 廣崎 智子 1.37 % アートコーポレーション株式会社 1.18 % エース取引株式会社 0.90 % ユービーエスエージーシンガポール 0.90 %	
⑧ 買付者と対象者の等 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	公開買付者の取締役である田中英実は、対象者の常務執行役員を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。
--	-----------------	-------------

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年5月18日（月曜日）から平成21年7月6日（月曜日）まで（36営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき、132円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成21年5月14日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 93円～103円

DCF法 102円～138円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年5月13日として、算定基準日終値、直近5営業日の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均及び平成21年3月31日付「重要な後発事象の追記に関する事象の解消に伴う平成20年12月期決算短信の一部修正について」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均を採用し、1株当たりの価値の範囲を93円から103円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成21年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの価値の範囲を102円から138円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年5月15日に本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年5月14日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値105円に対して25.71%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年5月14日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の1ヶ月平均値93円（小数点以下を四捨五入）に対して41.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年5月14日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の3ヶ月平均値74円（小数点以下を四捨五入）に対して78.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21

年5月14日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の6ヶ月平均値70円（小数点以下を四捨五入）に対して88.57%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

## ② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

対象者の代表取締役社長である廣崎氏は、平成20年12月から、それまでに検討してきた経営改革案を具体的に推進すること、ひいては対象者の中長期的な企業価値の維持・向上を目的として、対象者普通株式の非上場化の検討を開始いたしました。また、廣崎氏は、平成21年2月、公開買付者の代表取締役社長である二木氏に、公開買付者による対象者普通株式の取得並びに企業経営の大所高所の観点からの助言及び支援を依頼しました。対象者普通株式の非上場化の実行を検討するにあたり、公開買付者は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成21年4月、第三者算定機関として野村證券を選任し、野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成21年5月14日付で株式価値算定書を受領しています。

公開買付者は、買付価格の決定に当たり、野村證券より提出された株式価値算定書を参考にいたしました。株式価値算定書によれば、野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、その結果、市場株価平均法では93円から103円、DCF法では102円から138円が対象者の1株当たり株式価値の範囲として算定されています。

公開買付者は、提出された株式価値算定書の算定結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年5月15日に本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について）

「1. 買付け等の目的 (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

## ③ 算定機関との関係

野村證券は、公開買付者の関連当事者に該当しません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
16,906,735(株)	—(株)	—(株)

（注1）本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、対象者が平成20年3月31日に提出した第35期有価証券報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式数（42,099,076株）から対象者が保有する自己株式数（8,449,439株）を控除し、公開買付者の特別関係者である公開買付者ら、廣崎氏ら及び野々川氏らの所有株式数の合計（16,742,902株）を控除した16,906,735株となります。

（注2）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	16,738 個	(買付け等前における株券等所有割合 49.75%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	16,906 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	33,384 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年3月31日に提出した第35期有価証券報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、対象者の単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された平成20年12月31日現在の単元未満株式266,076株から、平成20年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式439株及び同日現在の特別関係者が保有する単元未満株式4,902株を控除した260,735株に係る議決権の数である260個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を33,644個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,231 百万円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数（16,906,735株）に1株当たりの買付価格（132円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ジョインベスト証券株式会社（復代理人）

東京都港区港南二丁目15番1号

② 決済の開始日

平成21年7月13日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された場合には、同社のホームページ (<https://www.joinvest.jp/>) に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募の受付を行った者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂

正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付け開始公告日

平成21年5月18日（月曜日）

- (11) 公開買付け代理人 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
なお、公開買付け代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。  
ジョインベスト証券株式会社（復代理人）東京都港区港南二丁目15番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の①及び②に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる一連の取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

② 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」をご参照ください。

③ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成21年5月15日付で「新株予約権の消却及び消滅に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によると、対象者は、平成21年5月15日開催の対象者取締役会において、対象者発行の第1回・第2回新株予約権の一部を消却し、その他の第1回・第2回新株予約権は消滅すること

となりました。

- ②公開買付者は、対象者普通株式を直接もしくは間接に又はその運営するファンドを通じて保有する株式会社プロスペクトとの間で、その保有又は管理する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

以 上